

利根川水系における治水計画関係都県会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根川水系における治水計画関係都県会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、利根川水系における治水計画検討を進めるに当たり、「河川及びダム事業の計画段階評価実施要領細目」（以下「計画段階評価実施要領細目」という。）に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別紙で構成される。

- 2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、利根川水系における治水計画に係る検討内容の説明を行う。
- 3 関係都県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 関係都県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。
- 5 会議には、関係都県及び事務局が求める者をオブザーバーとして参加させることができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として公開する。

- 2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、令和7年11月20日から施行する。

別紙

利根川水系における治水計画関係都県会議の構成員

茨城県土木部長

栃木県県土整備部長

群馬県県土整備部長

埼玉県県土整備部長

千葉県県土整備部長

東京都建設局河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長